公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第９４７号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目17番３号、従前の住所宮城県富谷市成田７丁目26番地23
債務者　小泉　　光
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９４８号
仙台市泉区泉ケ丘２丁目17番３号、従前の住所宮城県富谷市成田７丁目26番地23
債務者　小泉　恭子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９８８号
神戸市須磨区車字長者平904番地の１　市住２－110号
債務者　江村多恵子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００９号
神戸市北区南五葉２丁目４番20―104号
債務者　宅配クック123神戸北店こと　齊藤浩一
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６０号
岡山市東区久保823番地
債務者　山名　宏典
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７９５号
広島市南区稲荷町５番８―402号
債務者　北森　加代
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　翔太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８７０号
広島市安佐南区祇園８丁目７番11―１―104号　メイト中本
債務者　忠末　優也
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　暁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９６号
広島市南区丹那町51番11号、住民票上の住所広島市南区丹那町46番５号
債務者　高橋　順治
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１号
山形県南陽市高梨828番地
債務者　松田　　勉
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡　克典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第６８３号
兵庫県尼崎市西川２丁目６番14―401号
債務者　高石　　悠
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金﨑　正行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３１０号
愛媛県松山市道後樋又１番４号　石村ハイツ106号
債務者　丹　　唯行
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３５号
兵庫県西宮市今津野田町５番27―504号、前住所兵庫県芦屋市六麓荘町13番６号
債務者　八田　浩一
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０２号
茨城県取手市戸頭７丁目７番22―501号
債務者　髙坂　豊文
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　賢介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８０９号
大阪府枚方市田口４丁目20番６号
債務者　黒仁田利夫
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今吉未穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７５号
大阪市淀川区新北野２丁目12番７号ホープ新北野106号
債務者　南　　良夫
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５３号
堺市中区大野芝町320番地１
債務者　山脇　紗希
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係